

平成23年4月28日  
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うち石油給湯機1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件無し
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 6件  
(うち電気冷蔵庫1件、ライター(使い切り型)1件、電気洗濯機1件、  
照明器具1件、ACアダプター(ノートパソコン用)1件、  
電気ストーブ(カーボンヒーター)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問い合わせ先)  
消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担当：中嶋、榎本  
電話：03-3507-9204 (直通)  
(事故情報対応チーム) 担当：金児  
電話：03-3507-9146 (直通)

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100072	平成23年4月12日	平成23年4月26日	石油給湯機	IB-35R	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。現在、原因を調査中。	栃木県	製造から25年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件無し

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100066	平成23年4月6日	平成23年4月25日	電気冷蔵庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	平成23年4月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100067	平成23年4月9日	平成23年4月25日	ライター(使い切り型)	火災	当該製品を使用後、車内のダッシュボードの上に当該製品を置いて、その場を離れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	岡山県	平成23年4月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100068	平成23年3月27日	平成23年4月25日	電気洗濯機	火災	異常に気付いた通行人からの連絡で、同じ建屋内の他の事業所の従業員が確認すると、無人の事務所で、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が事故を認識したのは、4月13日
A201100069	平成23年4月8日	平成23年4月25日	照明器具	火災	当該製品のスイッチを入れた際、異音とともに当該製品から発煙する火災が発生し、当該製品が焼損した。当該製品の設置が禁止されている断熱施工の天井に当該製品を取り付け、器具指定ではないランプが使用されていた状況も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201100070	平成23年4月9日	平成23年4月25日	ACアダプター(ノートパソコン用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A201100071	平成23年4月11日	平成23年4月25日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が負傷した。当該製品のヒーター部に可燃物(タオル)が接触していた状況も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し